

アンセルシオンの必然性(1)

— RMI成立の社会背景 —

はじめに

欧州主要国の失業者数が一国につき三百万人の時代に入った。フランスも御多分に漏れず、史上最高の水準に達している。貧困は顕在化し、深刻となっていく中で、失業補償制度は成熟化し、その社会的負担も許容範囲を超えていった。

一九七〇年代中頃、E E C経済・社会委員会が与えた貧困者の定義は、生活を営んでいる当該加盟国での正常な生活様式、慣習、活動から排除される程、資力が乏しい個人及び家庭である。一方、E E C閣僚理事会は、一九七五年七月二二日の会合において、より限定的な定義を与えている。それによると、貧しい人とは、生活を営

松 本 明

んでいる当該加盟国において受け入れられる最低限の生活様式から排除される程、資力が乏しい個人及び家庭である、とされている。この二つの定義は、微妙な差異を残しながらも、共通する二つの基準に依っている。即ち、処分し得る資金の水準と排除である。貧困に関するこれらの定義に対して、エリアンヌ・モセは、三つ目の基準を提起している。つまり、不安定という基準である。この基準を用いて、彼女は、貧困を次のように定義付けている。即ち、貧困とは、処分し得る資金の不足、社会的地位の不安定、物質面及び文化面において支配的な生活様式からの排除に特徴づけられた個人または集団の状態を示すものである。

貧困状態に窮する者に対して、所得保障による扶助は、

現物給付による扶助に比べ、その選択の自由を尊重し、より匿名の形で支援を行なうことができると考えられているが、ご多分に漏れず、フランスにおいて、この方法はそれほど用いられてこなかった。全ての者に生活の保障を与えることは、特に今日に限定された課題ではないが、これを制度化することに関しては、フランスは先駆者というわけではなかった。

当初より貧困問題に熱心であったのはキリスト教団である。⁽²⁾しかし今日において貧窮との闘いは、人権の理念に明確に基礎づけられた闘争⁽³⁾である。

このような状況において、一九八八年末に成立したのがフランスとしては初の試みである普遍的な最低所得制度、「revenu minimum d'insertion」である。本論文においては、アルセルシオン最低所得⁽⁴⁾と訳し、またフランス語の諸文献にみる慣用に倣い「RMI」と略記することにする。RMIは、一定の所得水準に達しない単身者及び世帯にその差額を支給する手当の部分と、彼らが社会的・職業的に自立するための装置にも参加させるという側面を兼ね備えている。この二義性⁽⁶⁾がRMIの特徴である。然らば、「insertion (アンセルシオン)」とは

何か。その一般的な意味は、一つのものを他のものに合体するように挿入すること⁽⁷⁾、あるいは一つのものを他のものに合体させることであるが、この際問題とするのは、特にその社会的な文脈における意味づけである。例えば、マドレーヌ・ベスレ⁽⁹⁾によれば、若年成人の「社会的アンセルシオン (insertion sociale)」とは、環境の教育作用により、あるいは担当する教育者が意識的に行なう教育活動によって、この若年成人が市民として、家族として、職業人としての諸責任を担うことを意味し、更に、水準の如何を問わず一定の学歴を修め、それに続く真摯な職業訓練を修了した若年者は、原則として、上記の諸義務に対処し、社会に自らを組込んでいき、そこで自立した生活を営んでいかねばならない、としている。

本稿においては、RMIの二義性の一方の極を担うこの「insertion」が現実のどのような社会的・経済的状况より必然的なものになり、またその枠の中でいかなる意義をになっているのかを明らかにしていきたい。

(1) Eliane Mossé, *Les riches et les pauvres*, Seuil, 1983, p. 37.

(2) 拙稿「アンセルシオン最低所得RMI」(以下修士論

文とする(第二章第4節E1)

(3) Amédée Thévenet, *L'aide sociale en France*, P. U. F., 1986, p. 5.

(4) REVENTU MINIMUM D'INSERTION, T. S. A., 1990, p. 3.

(5) 「insertion」の類義語及び訳語については修士論文第一章第3節参照。

(6) 読み方については、一部の日本人の間で「エルミー」あるいは「エールミ」のように発音又は表記が行なわれているが、仏語を母国語とする人々との会話では、「[eremi]」と発音しており、「エールミ」と表記するのがより正しいと考えられる。

(7) P. Robert, *DICTIONNAIRE ALPHABÉTIQUE & ANALOGIQUE DE LA LANGUE FRANÇAISE*, 1970.

(8) Josette Rey-Debove, *DICTIONNAIRE MÉTHODIQUE DU FRANÇAIS ACTUEL*, LE ROBERT, 1987.

(9) Madeleine BESLAY, *VOCABULAIRE DE PSYCHOLOGIE*, 1979.

一 アンセルシオン阻害の要因(1)

——生活様式からの排除——

統合を意識したヨーロッパという枠内での成長の維持が図られることに伴い、現状を享受したいとする動機及

び個性に対する動機並びに社会的公正増大への圧力の高まりが認められる。一方において、経済及び社会的進展に従い、生活水準が上昇し、且つ生活様式が変貌し、その結果、不平等及びそれに対する不満との関連において、新たな貧困者が発生し、よって新しい貧困を把握するための新たな基準も必要となってくる。

フランスの消費経済資料センター(CREDOC)は、一九七三年、国内の生活及び生活様式について以下の三つの仮説を表した。

第一に、今後一〇年間は、消費社会を告発しゼロ成長を是とする方向へは行かずに、EC加盟諸国が鞅帯を強化し、同一の歩調をとることが予測され、ヨーロッパという枠内での成長の維持が見込まれている。次に、社会的公正促進への圧力により、不平等問題が重視される。これは、社会的公正の是正についての社会的コンセンサスが存在することを前提とするものである。そして、現状の享受及び個性へのモチベーションにより、風俗の自由化が増進し、幸福や目先の悦楽が積極的に追求され、生活を満喫したいとする個人の欲求を妨げる社会的拘束が拒否されてくる。

この仮説を踏まえ、リオネル・ストレリユは、次のように、生活様式の変貌を予測してきた⁽¹⁾。それによると、都市・行楽地等経済活動の盛んな地域と過疎地帯との間の格差が拡大する。増大する居住と余暇の占める割合に伴い、社会階層間の格差が顕著化していく。農業人口及び零細商業経営者が激減することにより、賃金労働及び第三次産業への一般的な流れが強まる。これと同時に、賃金労働者内部でのブルーカラーからホワイトカラーや管理職への強い移動が起こることも挙げている。

例えば、食生活は、生活様式において重要な要素である。従って、消費総支出における食費の占める割合及びその構成内容の変容は、生活様式のそれも表わしているといえる。

P.I.N.S.E.E.によれば、一九八九年、フランス人一人の一日の食費は、三三・九フランであった。これは、年間では、一万二千三八〇フラン(約二万四千八〇〇円)ということになる。この三三・九フランのうち、外食に六・五フラン(約一五〇円)が使われている。外食の一週間の回数は、一人当たり、二・八回(二〇年前の一九六九年は、一・九回)であり、外食一回にすると一

六・二五フラン(約三七四円)であった。

二〇年で、フランス人の食費はいろいろな面において低減した。一方において、食費は家計予算総額の二一%に過ぎなくなり、これは、以前の三〇%という数字を大きく下回る。他方では、脂肪、パン、ワインの消費が落ち込んだ。二五年間で、パンの消費量は五〇%近く減少した。これは、バゲット型のフランスパンで一日平均の消費量が〇・五本(二二グラム)以下、週平均一〇〇グラムのバター(三七・五%減)に当たる⁽³⁾。このことは、消費支出全体において、食費以外の住居、保健、娯楽・文化に関する支出が大半を占め、それらの伸び率も平均を上回る予測とも呼応しており、生活がその質的な面において転換を遂げつつあること示している。従って、生活様式の排除という観点から捉えた場合、排除の形態も消費支出の構成要素とともに多様化していることが想定できる。

(1) Lionel Stoleru, *Vaincre la pauvreté dans les pays riches* (pp. 109-110), 1974.

(2) 対労働人口比は、一九六八年に一五%であったのに対し、四年後は五%に減少した。

(3) I.N.S.E.E.(国立統計・経済研究所) 発行『一九六九—一九八九の二〇年間の食費』

二 アンセルシオン阻害の要因(二)

——雇用からの排除——

雇用は、個人及びその家庭、地域、企業、公共体その他の集団・集合体を、国内外の諸々の位相や局面において経済的に支え、自己及び種族の生命・生活の維持と再生産を可能にしていく機能を果たしていることは言うまでもないことである。それと同時に、個人が、自立した主体として、社会へ参加し、そこで自己実現の要求を満たしていく上において、決定的とも言える媒介作用を行なっていることも明らかである。長期失業は、無収入状態の長期化のみならず、不安定雇用・低賃金との悪循環を繰り返し、個人及び社会を危機に瀕させる。ここにアンセルシオンの精神的並びに社会的・経済的な面における意義が浮き彫りにされてくる。

欧州における失業率は、一九八三年から一九八四年にかけて一〇％に及び、その内四七％の求職者が一年を超える失業、つまり長期失業状態であり、ほぼ現在の水準

に達した。それ以来、失業者数はわずかに減少したものの、長期失業者層は、むしろその比率を増した。

二年以上の求職者の数は、一九八三年と一九八四年の間に二三％から三五％に増えた。一九八八年には、長期失業は、共同体労働人口の五％(七〇〇万人)に達した。この問題は、スペイン、アイルランド、イタリア南部及びベルギーの一部の地方において特に深刻となっている。南部の共同体加盟国においては、若年層がより厳しく長期失業に見舞われている。一方、共同体北部の先進国では、その数は長期失業者全体の一〇ないし二〇％に過ぎず、逆に比較的高齢で、脱工業化社会における新たな職種につくための競争をすることができない労働者たちが失業を被っている。

一九九〇年に入り、しばらく二五〇万人をやや上回っていた失業者数は、年末にきて上昇を再開し、翌一九九一年五月には、求職者数は二六八万八千九百人に達した。一九九〇年三月から一九九一年三月にかけての上昇率は四％であった。因みに、一九八八年と一九八九年は、夫々、一％、二％減少していた。

同時期の求人数と比べると、見通しは殆ど明るいもの

〈国民総生産1%の成長に対する雇用数(年平均)〉
 (《Expansion》1992年7月1日)

1960—1970	17000
1970—1980	25000
1980—1985	-53000
1985—1991	44000

〈国際収支/失業者数及び物価の上昇〉
 (《Le Monde》1991年2月~12月)

	国際収支 (百万FF)	失業者数上 昇率 (%)	物価上昇率 (%)
1月	-5800	0.4	0.4
2月	-3600	1.8	0.2
3月	-4700	0.6	0.1
4月	-2100	1.3	0.3
5月	-2000	2.0	0.3
6月	-3800	1.2	0.2
7月	-4300	1.6	0.4
8月	-3800	-0.6	0.2
9月	-3300	1.0	0.2
10月	6600	0.9	0.4
11月	553	1.1	0.3

ではなかった。求人数は、一九八九〜九〇年の三年間で八〇万件、一九九〇年については二〇〇万件であった。

求職と求人とのこの隔たりについては、少なくとも二つの要素によりこれを説明できる。一つは、毎年、約一五万人の若年層が新規に労働市場に到来することである。この現象はフランス固有のものではない。

二つ目の要素は、女子の労働市場参入である。最近一〇年間に、欧州共同体全体における女子の就業率は、約

三七%から約四四%に推移した。そして、フランスも例外ではなかった。この傾向は近年高まっている。女子で、不景気中は職を求めなかったであろう者が、景気回復と共に求職に意欲的になってきていると思われる。欧州共同体委員会の雇用問題の専門家によると、この動きはまだ続き、その根拠としては、加盟諸国の女子就業率は、比較の対象となる国々よりまだ低いことが挙げられている。

次に経済成長は雇用状況に好ましい影響を与え得るのか、という点から見ると、六〇年代は、生産は雇用の五倍の速度で上昇した。しかしながら、今日この開きはそのままであり、雇用数は低下している。

一九九一年度に入り特に六月の失業上昇率は、それまでの最高の二%を記録し、水準も過去に例を見ない二二六万八千八九〇人に達した。一〇月に国際収支は好転し、物価上昇率も横這であるが、失業者数も八月を除き、確実に上昇しているのがわかる。

世代から失業を捉えた場合、西欧諸国にお

ける若年者の失業は最近のことではない。それは、第二次大戦以来、西欧諸国に突き付けられた「最も深刻な挑戦」と受けとめられている。通念とは逆に、一六・二五

歳の若年層の失業率の増大は、主に、一九七四年以来の経済危機に起因しているというわけではない。OECD諸国について集積された統計を総合すると、一九六〇年からの状況の悪化が裏付けられる。しかし、この現象は景気後退により拍車がかかったのである。一九七五—一九八〇年は、毎年六五万人の若年層が労働市場に当初の予測通り参入した。これは取りも直さず、定年退職及び死亡を考慮に入れた上で、一九八二年まで毎年二〇万の職を創出せねばならないことを意味していた。これ以降は、専門家によると、状況の悪化は鈍化することが確実とされていた。然るに、実際に、フランスで新たに設けられた職は、一九七三年二六万、一九七四年二二万一千、一九七五年二八万三千、一九七六年三万六千、一九七七年一月七千であった。⁽²⁾ フランスでは誰もが失業を話題にする。特に一九七四年の危機以来、この話題に集中している。失業は、数量、パーセンテージ及び統計に基づいた一つの抽象的な現実又は脅威として捉えられるが、こ

のような状況下おける人間としての個別の具体的な様態は往々にして忘れられている。

しかし、失業者とは何かという問いに対して、ベルナル・プリゼは、失業者の数と同じだけその種類がある。そして失業のどの体験も個人的になされる、と述べている。彼の調査は、このジャンルでは初のものであり、「失業者の国への旅行」である。失業者の全てが求職者ではないとしても、その世界において彼らはのたうち苦しむ、疑念と不安とに苛まれている。プリゼに拠れば、失業者の生活状態には三つの要素が関わってくる。精神状態、経済状態及び親子関係である。子にとっては、諸々のことが、親との関係を中心に回転している。大抵の場合、親は、子にとって物質的援助と精神的支援の供給者だからである。然るに、就職に苦労している息子、娘に対して親は時として冷酷、無理解になることがある。そして子どもを責めることによって、彼らの精神状態を悪化させてしまうのである。親に経済的に依存するのは、若年層にとっても決して快いことではない。彼らの多くが親と距離を保ち、外へ移り住みたいと思っているが、失業がそれを阻んでいるのである。プリゼは、自らが実

施した失業者に関する調査から、失業中の若年層は、往々にして「暇がありながら読書もできない」状態にあることを認めた。これは、初の就職口を探している者を除いて、若年層も、全ての失業者と同様に、強制された不就労状態には絶えられないであろうことを裏付けるものである。確かに、初めは快いかもしれない、と告白する者もいる。朝寝ができたり……しかし、長い間には、重くのし掛かってき、落ち込むことになる。そして家の中に居ることは、四方を壁で囲まれて生きているのに酷似してくる。人は、若者たちが、気晴らしを図ったり、

教養を身に付けたりするのに失業期間を大人よりも上手に使っている、と思いがちである。だが実際は、例えば、読書もできない、ともらしている。要するに、彼らは失業を「活用」はしていないのである。このように、フランスにおいて失業は若年層に集中する傾向があると同時に、その様態は非常に個人的・心理的な側面がある。

この一方において、失業者の層が多様化の方向を辿っていることについて、エルヴ・ユイグ・デポワントが指摘を行なっている。まず長期失業者については、彼は雇用問題に関する調査結果から失業者に類型を与え、その

中で長期失業者を失業者の第三の型とし、標本の失業者の二六%を占めていることを伝えている。彼らの中で、一〇人中九人が、調査期間中、補償を受けることなく、また職も見つけられずに、失業登録したままになっている。彼らは、学業修了証書を殆どあるいは全くもっておらず、失業期間も非常に長いことがある。無収入の状態が長期に亘るため、非常に低い賃金を受け入れることになるが、これは標本全体の二倍の頻度を示している。長期失業、無収入、低賃金の間の悪循環の実態が読み取れよう。

次に、デポワントは、高学歴失業者という新たな失業層の出現をもって、失業者の最後の型としているが、これは標本の九%である。彼らについては、独特な再アンセルシオンの経路に特徴づけられている。即ち、時間の経過と共に、次第に失業が減り、職業訓練が増えていき、これに、雇用が取って代わっていく。これらの失業者は、主に若年層で占められており、男子の三分二、女子の四分の三は、二五歳未満である。彼らの四分の三は、独身であり、四五%は、親と同居している。また、平均よりも、明らかに高い学歴をもっている。三二%が、C A P

をもち、五二%が、B E P CとB a c⁽⁷⁾の間の段階である。一般的に、彼らの失業は、他の層と比べて最近のことである。失業に見舞われていたのが従来、これ以外の層の中からであったという事実から、新たな失業層の出現とということができるといえる。

これらの高学歴失業者は、再就職するには最も流動的である。かれらの地理的移動性は高く、職のために転居することを拒んでいないのは三分一に過ぎない。

地理的な移動性に、職業的移動性が伴ってくる。五分の四の者が、調査の前月の間に、再就職のための行動をとっている。しかし、この流動性は雇用の実現との間に大きな距離があり、そして殊にこれらの若年者が職業経験なしで労働市場へ入っていく場合、彼らの職業に関する展望が漠然としているため、雇用の実現しにくい。この点においては、彼らは、補償なしの失業状態に滞っている層と近似している。

このような現象の構造的要因として、ドミニク・グー⁽⁸⁾は、戦後三〇年で、経済状況が一転し、成長の鈍化と労働市場の悪化に伴い、労働人口が移動を余儀なくされていることを挙げ、また職業生活への参稼により、最初の

移動が動機づけられていることを指摘している。この現象は、六〇年代の初頭から増大している。

このように、失業は、一九七五年には、新たに労働市場に参入した労働人口の三分の一に達したが、現在は、三〇年間の職歴をもつ者の四分の一に及んでいる。そして、自分の職能に対応した職を見つけるのに、より長期に、より広範な空間において、探すことが必要となってきた。また、職業生活の最初の何年かは、より頻繁に、より遠くへ転居する傾向になっている。職業生活の最初の五年間に居住県を移動する者の比率は、二〇年で四〇%近く増加した。

(1) スペイン、ポルトガルを除いた一九八八年のE C失業者の五三%

(2) 欧州共同体の雇用・産業関係及び厚生事務総局の調査結果に拠る。

(3) Bernard BRIZAY, *Qui est-ce qu'un chômeur ? Le LIVRE de POCHÉ*, 1979, pp. 55-148.

(4) Herve-Huyghues Despointes, *Deux clés pour traverser un emploi, ECONOMIE ET STATISTIQUE*, 1991, p. 67.

(5) 後期中等教育における二年制の短期職業課程終了後取得準備できる職業適性国家資格

(6) 前期中等教育免状

(7) 大学入学資格

(8) Dominique Goux, Coup de frein sur la carrière, ECONOMIE ET STATISTIQUE, 1991, p. 75.

三 社会的公正と連帯

右に見た高学歴失業者の場合は、年齢と学歴の差を利用して、より容易に職業訓練を試みることができ、これにより、最終的には雇用への道が開かれる。この点で、教育が、雇用との距離を埋めるための特権的な道具として現われる。また、より一般的には、学校教育を媒介として経済的・社会的不平等が連鎖し、それらが世代間で再生産されていることが洋の東西を問わず、実証されてきている。そして、これに対峙するものとしての、且つこれを是正していくための理念が社会的公正である。

一般的に、経済的・社会的不平等を検証するための富裕層と貧困層の比較は、通常、所得、資産、何らかの社会指標等、量的な基準によって行なわれる。とりわけ、所得又は資産による比較は、富裕層と貧困層との格差を計測する上でも、また時間及び空間において、それが非

常に大きな普遍性があることを実証するうえでも有効であるとされている。

一九七六年、当時の政府から強い反論を受けながらも、七〇年代初頭のOECD主要国に關する、税引き前と後の所得の分配を比較するための興味深い調査が実施された。その結果の中から一部を紹介する。殆どの国において租税は、再分配に關して、微少な機能しか果たしていない。フランスにおける不平等は、最貧困層と最富裕層との間の所得の開きは二対一弱であり、最も大きな国の一つであり、これは八〇年代も同様である。資産については、所得の開きを基に格差は更に顕著となっている。これにより、最貧困層二〇%が、総資産の六・七%であるのに対して、最富裕層二〇%が、総資産の四九%を、夫々一〇%が三五%を、一%が一〇・三%を保有していることが示されている。

社会的・経済的不平等と公教育との相互關係について、ライリ・イダロは、⁽²⁾公教育において「歴然としているのは、学校に対して全ての児童の間に機会の平等がないこと、そしてこれが単なる適性の問題ではないことである。地理的な配置よりも、家庭の文化的財産が重要な役割を

〈所得階層(100分位)毎の世帯に於いてのフランスにおける資産の分布〉

所得階層	資産(%)
1分位~20分位	6.7
21分位~30分位	5.8
31分位~40分位	6.4
41分位~50分位	6.5
51分位~60分位	7.0
61分位~70分位	8.6
71分位~80分位	10.1
81分位~90分位	13.9
91分位~95分位	10.3
96分位~98分位	9.6
99分位	4.8
100分位	10.3
合計	100.0

果していることは明らかである。保育園入園と同時に、一定の児童たちは既にハンディキャップを背負っている。学校は、これらのハンディキャップを縮小するどころか、新たに創り出している。経済的不平等がより克服されれば、社会・職業カテゴリー間の格差は学校教育の貢献により更に縮小されるであろう。」と、出自における文化的な不平等が教育における事実上の不平等を創り出し、媒介としての学校教育が文化的な不平等の再生産を強化していることを指摘する一方において、経済的不平等の克服が学校教育を通して社会的な不平等を縮小しうるものであ

るとしている。

しかし、フランスにおいても学校教育に関して財源の問題を無視して通することはできない。事実、文教費を捻出するために、一九八六年、シラク内閣は遠慮がちに、支援を家庭(入学金)と企業(大学の自立)に訴えるための計画を発表した。しかし、この計画は、あらゆる形の「金による選別」に反対する学生たちの抗議の前に撤回しなければならなかった。このように、社会的公正の実現という基本的な課題との相克の中で、高等教育を現代社会へ適応させる問題は諸外国と同様、フランスにおいても手つかずのままになっている。不平等是正つまり社会的公正の促進のための努力は、多様な形でなされているが、特に国政におけるここ数年の具体的な例を挙げてみたい。先ず、一九八九年九月、閣議は、各家庭における過度の債務に対しての福祉的な措置に関する法案を承認した。⁽⁴⁾一〇月には、マティニヨン・ホテルでの会議後、社会党は、予算案に関する政府の譲歩をとりつけた。社会党の多くの議員たちは、税制による再分配の促進を何週間にも亘って主張していた。⁽⁶⁾九〇年に入ってから、三月にミッテラン(Francois Mitterrand)は、エリゼ宮⁽⁷⁾

に、CNP E会長ペリゴ (Perigot) 氏を招き、低・中賃金に関する労使間の折衝を開くことを求めた。また同月、ミッテランは、「フランスの富の再分配の促進」に対する願望を表明した。彼は更に、共産主義が崩壊したことを確認した後、自由主義も息を切らしている、という評価を下した⁽⁹⁾。五月にはオクセル (Auxerre) で、不平等是正に関する演説を行ない、賃上げが、契約による方法で実現されない場合には、国が介入することを明言した⁽¹⁰⁾。

以上のように、フランスにおいても社会的不平等は多様な側面を擁している。従って、その是正並びに社会的公正の促進もまた多様且つ抜本的な方法でなされなければならない。このようなフランスの国民的努力の中において社会的公正あるいは「社会正義と目標を一体化」⁽¹¹⁾する「連帯」について、「利害又は境遇を共通とする労働者たちの間に、その職場を基盤として自然発生的に出現した相互扶助活動あるいは互助組合は、労働者たちの連帯そのもの」⁽¹²⁾であり、今日において、連帯は社会正義とのロジックの中で、「国民化の方向を辿りつつある社会保障」の「費用の負担を一人一人のフランス人の所得に

うまく比例」させ、「同額の所得に同額の拠出をという原理を基礎にして、社会的結び付きを支援」するための「国民的合意形成の核」⁽¹³⁾として求められている。

同様に、「地域の連帯に始まり、世代間の連帯、家族の連帯と、国民的連帯と、フランスの社会福祉事業の鍵概念として、それぞれの時代に目指され」てきた連帯、あるいは「当初の経済的職業的連帯から、今日では国民的連帯と地域的連帯が強調」されているところの、「フランスの底流にある社会連帯」⁽¹⁴⁾の表出として、この理念を更に強化していく中で、RMI創設による新たな連帯を追求していくことが目論まれた。また社会的最低保障としてのRMIは、連帯の一実体概念である連帯手当の一つとも考えられている⁽¹⁵⁾。

- (1) Les comptes du patrimoine, INSEE, 1989.
- (2) Laili AYDALOT, Insertion des jeunes, 1989, p. 57.
- (3) ドゥヴァッテ計画 (projet Devaquet)
- (4) Le Monde, 6 septembre, 1989.
- (5) Maignon
- (6) Le Monde, 17 octobre, 1989.
- (7) Elysée
- (8) 経営者連合

- (9) Le Monde, 25 mars, 1990.
- (10) Le Monde, 10 mai, 1990.
- (11) 上村政彦『社会保障における「連帯」』(週刊社会保障 91.9)。上村が用いている社会主義と筆者の社会的公正とは原語 (justice sociale) を一にするものと推測される。
- (12) 松村祥子『戦後フランスの社会事業』(社会事業史研究 1990.10)
- (13) 林信明『フランスの社会福祉』相川書房
- (14) Michel Rocard は、一九八九年一月九日から Paris, Sorbonne で開かれている新たな連帯に関する国際会議を閉会するにあたり、一月二十五日以来施行されている RMI による「革命」を賛えた。(一九八九年一月一日 『Le Monde』)
- (15) 修士論文第四章第3節参照。

(一橋大学大学院博士課程)